高知市中高層建築物指導要綱のてびき

平成 20 年 6 月　改訂版

高知市都市整備部建築指導課

は　じ　め　に

中高層建築物は、近隣にさまざまな影響を与えることがあります。

建築主は建物を建築する際に、紛争を未然に防ぐよう努力をするとともに、近隣住民との間で、誠意をもって根気よく話し合いをし、自主的に解決するように努力してください。

誠実な対応で内容をよく説明し、近隣住民の主張には十分耳を傾け、互助の精神を持って誠心誠意話し合いを重ねていくことが建築紛争の防止になります。

工事にあたっては、騒音、振動、地盤沈下などにより近隣に与える迷惑をなるべく少なくする工法を採用し、安全対策には万全を期し、工事協定を結ぶなど近隣住民の理解を得てから着工してください。

今回、市が制定した「中高層建築物指導要綱」が良好な近隣関係の保持と健全な生活環境の維持向上に役立てば幸いです。

目　　次

指導要綱の目的と制定に至った背景……2
用語の定義……3
要綱の手続き……4
説明会と話し合い……6
紛争調整……7
Ｑ＆Ａ……8
高知市中高層建築物指導要綱……10
高知市中高層建築物指導要綱施行細則……12
様式（抜粋）

指導要綱の目的と制定に至った背景

土地を有効に利用するために建てられる「中高層建築物」の建設は、近隣の生活環境に少なからず影響を与えます。したがって、様々な紛争が起こります。

紛争の中には、住民が建設そのものに反対したり、それに至らないまでも、高知市の建築指導課に「日照についてもう少し配慮した建築とするよう指導してくれないか」とか「だれが何を建てるのかわからず不安である」等の苦情や相談が寄せられています。

このことは、将来にわたりそこで生活を共にする者同士の関係がまずくなり、近隣関係がくずれてしまうことにもなりかねません。

そこで、これらの不安を少なくし、良好な近隣関係を築く目的で「中高層建築物指導要綱」を制定しました。

用語の定義

適用範囲

下の表の①又は②に該当する建築物が要綱の対象となります。

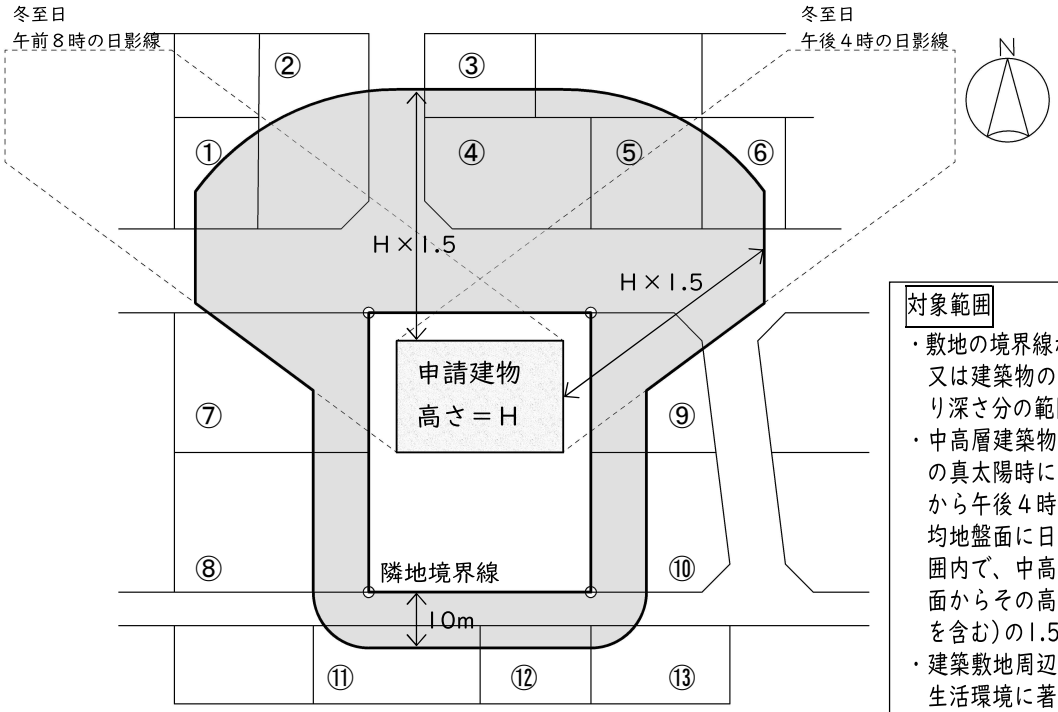
範　囲	用途地域、区域	対象となる建築物
①建築物の高さによる範囲	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域、市街化調整区域	高さ12mを超える建築物 又は地上４階建て以上の建築物
	商業地域	高さ21mを超える建築物 又は地上７階建て以上の建築物
②集合住宅による範囲	市域全域 （商業地域及び工業専用地域を除く）	戸数25戸以上又は延べ面積が1,750㎡以上の集合住宅 （集合住宅建築指導要綱の適用を受けるもの）

紛　争

中高層建築物の建設に伴って生じることが予想される日照の阻害、工事中の安全対策に関する近隣住民と建築主との間の紛争をいいます。

近隣住民

中高層建築物の建設によって日影の影響や工事による影響を受けることが予想される範囲の建築物又は土地の所有者及び住民をいいます。



対象範囲

・敷地の境界線から10m以内又は建築物の壁面から根切り深さ分の範囲
・中高層建築物により冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時までの間に平均地盤面に日影を生ずる範囲内で、中高層建築物の壁面からその高さ（塔屋部分を含む）の1.5倍以内の範囲
・建築敷地周辺の状況により生活環境に著しく影響を受けるおそれのある範囲

要綱の手続き

1　計画上の配慮事項

中高層建築物を建築しようとする建築主は、良好な近隣関係を損なわないよう、周辺の生活環境に十分配慮した計画をするよう努めてください。

要綱に定められている計画上の配慮事項は、次のとおりです。

配慮事項

⑴　近隣住民の住居の日照に及ぼす影響を軽減させること。
⑵　近隣住民の住居の居室を観望することが困難となるようにすること。
⑶　当該建築敷地に隣接する道路の交通の安全を確保すること。
⑷　違法な路上駐車のないよう、居住者、利用者、客等の自動車及び自転車の駐車場を確保すること。
⑸　当該建築敷地の境界線から当該建築物の壁面を極力後退させるとともに、当該敷地内における高木及び生け垣の設置等緑化の推進を図ることにより、近隣住民の住居からの視覚的圧迫感を和らげること。
⑹　当該中高層建築物の位置、形態、意匠、色彩等を周囲の景観と調和するものとすること。
⑺　前各号に掲げるもののほか、周辺の生活環境に影響を与えると予想される事項に対する適切な措置を講ずること。

2　建築主の手続き

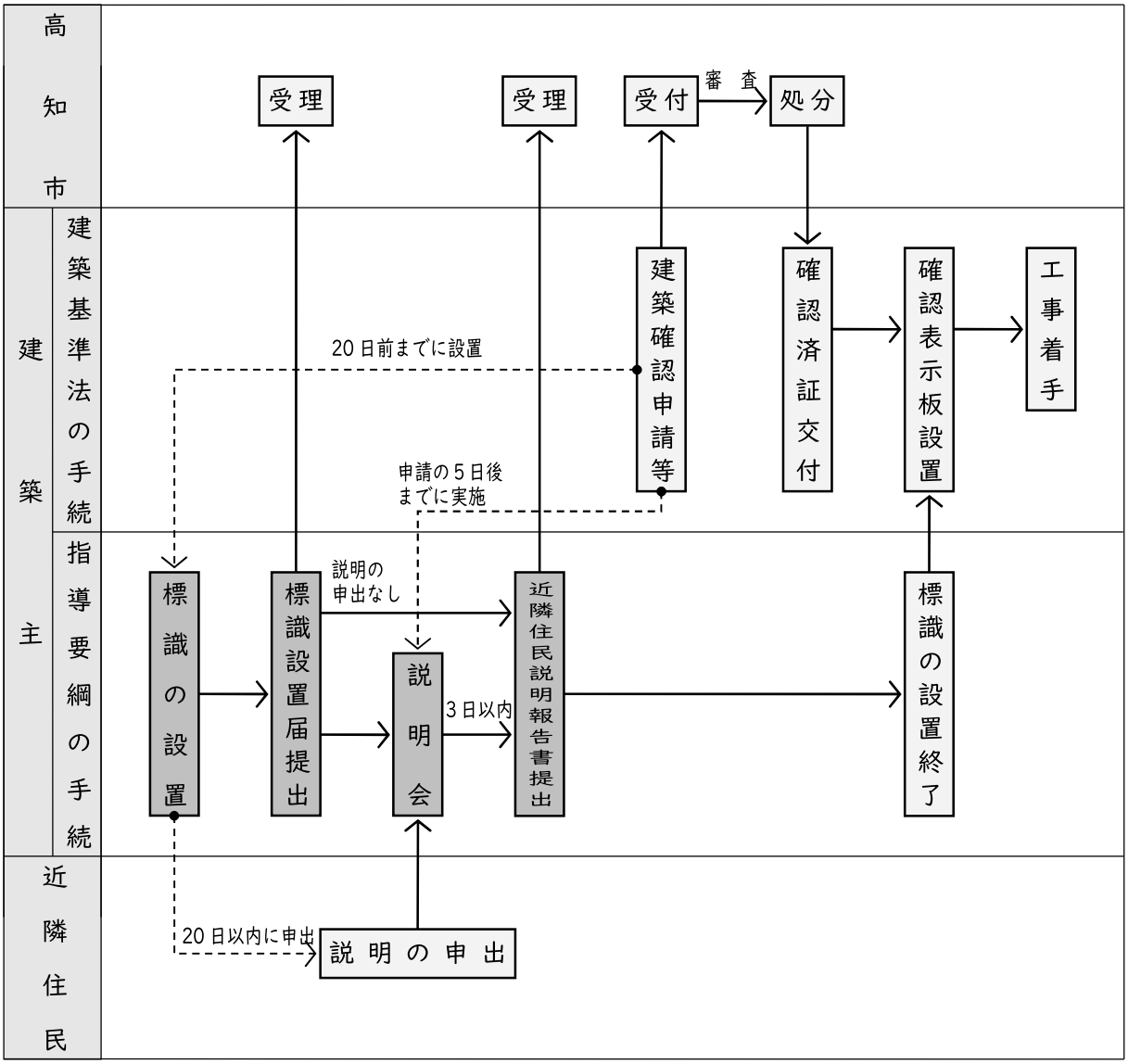
建築確認申請等の建築基準法の手続きを行う前に、近隣住民に対し標識によってその計画を周知するとともに、説明の申出があれば説明会を開催してください。

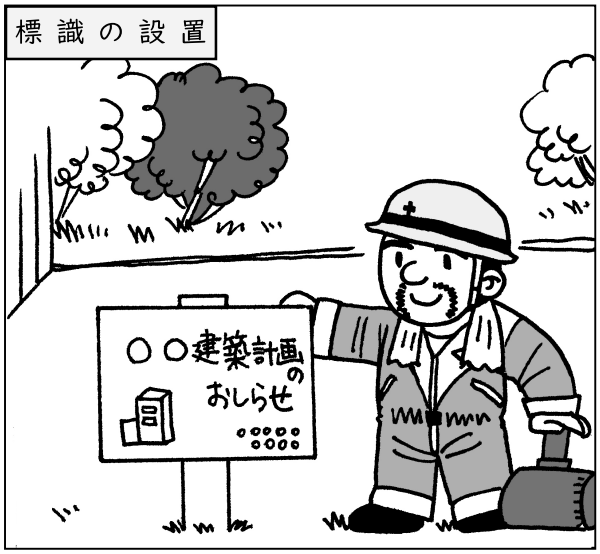
要綱に定められている具体的な手続きについては、次のとおりです。

主な手続き

⑴　建築確認申請等の20日前までに標識（第１号様式）を設置する。（標識は確認の表示板を設置するまで設置。）
⑵　標識設置後、速やかに建築指導課に標識設置届（第２号様式）を提出する。
⑶　近隣住民から申出があった場合は説明会を開催する。説明会は建築確認申請等を行った日から５日後までに行う。
⑷　説明会終了後、３日以内に建築指導課に近隣住民説明報告書（第５号様式）を提出する。
⑸　工事着手前に計画を変更した場合は、建築指導課に建築計画事項変更届（第３号様式）を提出し、説明会を行った近隣住民に変更内容を説明する。
⑹　計画を中止した場合は、建築指導課に建築計画中止届（第４号様式）を提出する。

3　フローチャート


高知市
受理
受理
受付
審査
処分
建築
建築基準法の手続
指導要綱の手続
主
20日前までに設置
建築確認申請等
確認済証交付
確認表示板設置
工事着手
申請の5日後
までに実施
標識の設置
標識設置届提出
説明の
申出なし
説明会
3日以内
近隣住民説明報告書提出
標識の設置終了
近隣住民
20日以内に申出
説明の申出


標識の設置
○○建築計画の
おしらせ

説明会と話し合い

建築主は近隣住民より説明の申出があれば説明会を開催してください。近隣住民が説明の申出ができる期間は標識が設置されてから20日以内です。

建築主は、説明会を開催するときは、その日時及び場所を開催日の５日前までに掲示等の方法により近隣住民に周知してください。説明会において説明すべき事項は以下のとおりです。

説明事項

(1)　中高層建築物の敷地の形態及び規模、敷地内における中高層建築物の位置並びに付近の建築物の位置の概要
(2)　中高層建築物の規模、構造及び用途
(3)　中高層建築物の工期、工法及び作業方法
(4)　中高層建築物の工事による危害の防止策
(5)　中高層建築物の建築に伴って生ずる日影の影響
(6)　中高層建築物の建設に伴って周辺の生活環境に影響を与えると予想される事項及びその対策



建築主は、わかりやすい説明を心がけ、要望や質問には真摯に回答をしてください。

近隣住民は、一方的に建設を反対するのではなく、建築主の計画の内容に疑問があれば質問し、建築主の考え方や法を理解し、話し合いで問題の解決ができるよう努めてください。

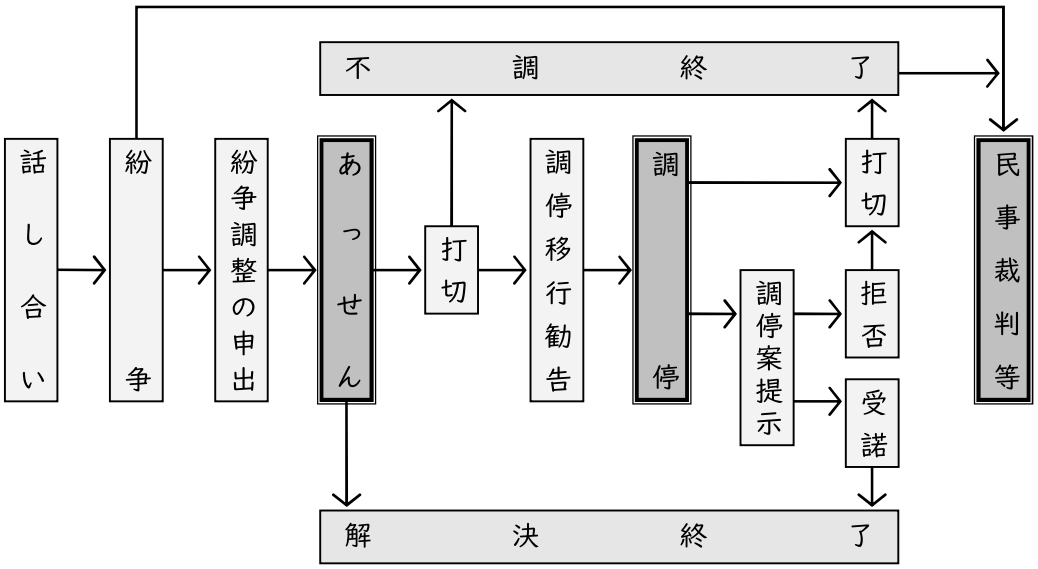
問題の解決には、お互いが自分の権利だけを主張し合うのではなく、譲り合いの上で妥協点を見出すことも必要になります。

紛争調整

市では、話し合いによる問題解決ができず紛争が起こったとき、原則として、双方からの申出があれば相互の協力のもと調整を行います（あっせん、調停を行うことをまとめて調整といいます。）。

ただし、調整はお互いに歩み寄る意思があることが前提で、解決の見込みがあると判断できるものに限り行います。したがって、調整中であっても解決の見込みがないと判断すればその時点で打ち切ることもあります。

また、取り上げる内容については、中高層建築物の建設に伴って生じることが予想される日照の阻害、工事中の安全対策に限り、「補償金の請求」、「土地境界問題」、「建設そのものへの反対」等は調整しません。



あっせん

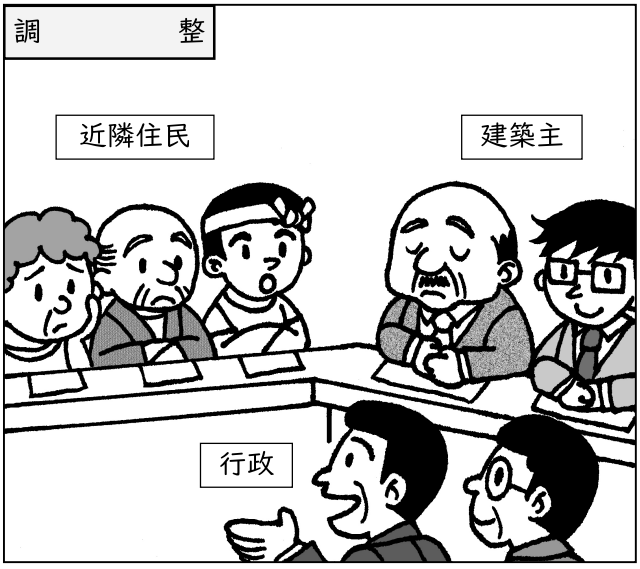
高知市が建築主と近隣住民の間に立って、問題の整理・助言等を行い、双方の話し合いによって解決を目指します。

調　停

第三者機関である高知市建築紛争調整委員の意見を聞きながら、紛争の解決を目指します。（社会的に妥当と考える調停案を示す場合もあります）

民事裁判等

高知市での紛争調整制度で解決ができなかった場合は、司法の場で解決してもらうしかありません。司法の場での手続きとしては「民事調停」、「仮処分」、「民事裁判」による方法等があります。



Q＆A

Q．近隣住民の同意がなくても建築ができるのですか。

A．建築主は建築物を建てるときは「建築確認申請書」を提出し、建築主事等の確認を受けなければなりません。これは、建築基準法をはじめ関係法令に適合した計画であるかの審査を受けるためのものですが、関係法令において近隣の同意を義務付けた規定はありません。法令に適合しているものは、一定期間内に確認するよう法令で定められており、要綱のあっせんや調停と建築確認の審査とは別に進められます。

Q．指導要綱で高い建物ができないよう、規制をすることはできませんか。

A．高知市中高層建築物指導要綱による紛争の調整では、建築主と近隣住民の間に立って話し合いのお手伝いをすることはできますが、建築規制を行うことはできません。なお、「地区計画（都市計画法）」、「建築協定（建築基準法）」等の手法により、地域の皆さんの合意に基づき事前に地域のルールを決めておけば、高い建物の規制等が可能になります。

建築協定

建築協定とは、住民がその全員の合意によって建築物に関する基準等を定めて、互いに守りあっていくことを約束し、運営していく制度です。高知市に申請を行い、一定の手続きを経て認可を受けることにより、建築基準法に基づく建築協定となり、土地や建物の所有者が変わってもその効力が及ぶようになります。建築協定では、不当な内容でない限り、土地や建物の利用について自由に制限を定めることができます。

■お問い合わせ先　高知市建築指導課　088-823-9470

地区計画

地区計画とは、快適な街並みの形成や良好な住環境の保全等を目的に、地区単位の整備目標、土地利用、地区施設、建築物等の整備に関する方針や計画を、都市計画法に基づいて定めたもので、地区住民の方々が主体となってそれぞれの地区にふさわしいまちづくりを進めることができます。建築協定と違い、定められる事項は限られていますが、制限事項のうち、特に重要な事項に関しては条例化することができ、建築確認申請の際に審査されるようになります。なお、建築物に関する制限は、高さ制限のみではなく、建築物の用途、容積率、建蔽率等と一緒に定めることが効果的です。

■お問い合わせ先　　高知市都市計画課　088-823-9465

Q．高い建物が建つと、日影にならないか心配です。日照権はどうなるのですか。

A．建築基準法では、地域によって日影規制がかかる場合がありますが、日影規制はその建物がその建物の敷地の外に出す影の量を規制しているもので、必ずしも日照を保障しているものではありません。また、日照権については、これを直接定めた法令はありません。裁判によって、個々の被害の状況に応じて判断がなされています。

Q．工事中の騒音、振動に対しての規制や対策はないのでしょうか。
A．高知市公害防止条例等では、特定の機械を使用する解体や杭工事等については騒音・振動の規制がありますが、通常の建築工事についての規制はありません。影響が大きそうな工事の場合は、事前に建築主と十分に話し合い、周辺環境に及ぼす影響がなるべく少なくなるような作業時間帯や作業方法、工事中の安全対策等の対応を求めていくと良いでしょう。また、まとまった内容について協定を結ぶことも有効です。 ■高知市公害防止条例等に関するお問い合わせ先　　高知市環境保全課　088-823-9471

高知市中高層建築物指導要綱

（平成５年４月１日告示第26号）

改正　平成８年４月１日告示第34号
平成20年４月15日告示第90号

（目的）

第１条　この要綱は、高知市における中高層建築物の建築に係る計画の事前公開並びに紛争の解決のためのあっせん及び調停に関し必要な事項を定め、もって紛争の予防等を図り、良好な近隣関係を保持し、地域における健全な生活環境の維持及び向上に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　中高層建築物　都市計画法（昭和43年法律第100号）第７条第３項に規定する市街化調整区域及び第８条第１項第１号に規定する用途地域に建築される次に掲げる建築物及び高知市集合住宅建築指導要綱（平成５年告示第28号）の適用を受ける建築物をいう。

ア　市街化調整区域における高さが12メートルを超える建築物又は地階を除く階数が４以上の建築物

イ　第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び工業地域における高さが12メートルを超える建築物又は地階を除く階数が４以上の建築物

ウ　商業地域における高さが21メートルを超える建築物又は地階を除く階数が７以上の建築物

⑵　建築主　中高層建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

⑶　近隣住民　次に掲げる者をいう。

ア　中高層建築物の敷地の境界線から起算して、水平距離が10メートル以内の範囲又は当該建築物の壁面から根切り深さに相当する水平距離の範囲にある建築物又は土地に関して権利を有する者及び当該範囲内に居住する者

イ　中高層建築物により冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時までの間において平均地盤面に日影を生ずる範囲内で、かつ、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からその高さの1.5倍以内の範囲にある建築物又は土地に関して権利を有する者及び当該範囲内に居住する者

ウ　建築敷地周辺の状況により生活環境に著しく影響を受けるおそれのある建築物又は土地に関して権利を有する者及び当該範囲内に居住する者

⑷　紛争　中高層建築物の建設に伴って生じることが予想される日照の阻害、工事中の安全対策に関する近隣住民と建築主（以下「当事者」という。）との間の紛争をいう。

（市長の責務）

第３条　市長は、紛争を未然に防止するよう努めるとともに、紛争が生じたときは、適正に調整するよう努めなければならない。

（当事者の責務）

第４条　建築主は、紛争を未然に防止するため、中高層建築物の建築を計画するに当たっては、周辺の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。

２　建築主は、中高層建築物による電波障害が発生すると予想されるときは、あらかじめ必要な調査を行い、電波障害が生じた場合は、必要な措置を講ずるものとする。

３　建築主は、中高層建築物に関する工事を実施する場合は、当該工事により発生する騒音及び振動の低減並びにじんあいの飛散防止その他必要な措置を講ずるものとする。

４　当事者は、紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めなければならない。

（計画上の配慮事項）

第４条の２　前条第１項の規定による配慮事項は、次に掲げる事項とする。

⑴　近隣住民の住居の日照に及ぼす影響を軽減させること。

⑵　近隣住民の住居の居室を観望することが困難となるようにすること。

⑶　当該建築敷地に隣接する道路の交通の安全を確保すること。

⑷　違法な路上駐車のないよう、居住者、利用者、客等の自動車及び自転車の駐車場を確保すること。

⑸　当該建築敷地の境界線から当該建築物の壁面を極力後退させるとともに、当該敷地内における高木及び生け垣の設置等緑化の推進を図ることにより、近隣住民の住居からの視覚的圧迫感を和らげること。

⑹　当該中高層建築物の位置、形態、意匠、色彩等を周囲の景観と調和するものとすること。

⑺　前各号に掲げるもののほか、周辺の生活環境に影響を与えると予想される事項に対する適切な措置を講ずること。

（標識の設置等）

第５条　建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、近隣住民に建築に係る計画の周知を図るため、当該建築敷地内の見やすい場所に細則に定める標識を設置しなければならない。

２　前項に規定する標識の設置期間は、細則に定める建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の手続を行う少なくとも20日前から法第89条第１項に規定する工事現場における確認の表示を行うまでの期間とする。

３　建築主は、前２項の規定により標識を設置したときは、速やかにその旨を細則に定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（説明会）

第６条　建築主は、前条の規定により標識を設置した日から20日以内に近隣住民から申出があれば、建築に係る計画の内容について当該近隣住民に説明会を行わなければならない。
２　前項の規定による説明会は、同項に規定する申出のあった日から細則に定める法の手続を行った日の５日後までの期間に開催するものとする。
３　建築主は、前２項の規定により説明会をしたときは、その旨を細則に定めるところにより３日以内に市長に届け出なければならない。
４　建築主は、第1項に規定する申出がない場合であっても、その旨を細則に定めるところにより、市長に届け出なければならない。
（あっせん）
第７条　市長は、当事者の双方から紛争の調整の申出があったときは、あっせんを行う。
２　前項の規定にかかわらず、市長は、当事者の一方から調整の申出があった場合において、必要があると認められるときは、あっせんを行うことができる。
３　市長は、あっせんを行う場合においては、当事者双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めなければならない。
（あっせんの打切り）
第８条　市長は、あっせんによっては紛争が解決される見込みがないと認めたときは、あっせんを打ち切ることができる。
（調停）
第９条　市長は、前条の規定によりあっせんを打ち切った場合において、必要があると認めたときは、当事者に対し、調停に移行するよう勧告することができる。
２　市長は、前項の規定により勧告した場合において、当事者の双方がその勧告を受諾したときは、調停を行う。
３　前項の規定にかかわらず、市長は、当事者の一方が第１項に規定する勧告を受諾した場合において、相当の理由があると認めたときは、調停を行うことができる。
４　市長は、調停を行うに当たって必要があると認めたときは、調停案を作成し、当事者に対し、期間を定めてその受諾を勧告することができる。
５　市長は、調停を行うに当たっては、高知市建築紛争調整委員の少なくとも３人以上から意見を聴かなければならない。
（調停の打切り）
第10条　市長は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めたときは、調停を打ち切ることができる。
２　前条第４項の規定による勧告が行われた場合において、定められた期間内に当事者から受諾する旨の申出がないときは、当該調停は打ち切られたものとみなす。
（調整委員）
第11条　第９条第５項の規定に基づき、調停を行うに当たって意見を聴くため、高知市建築紛争調整委員(以下「調整委員」という。)を置く。
２　調整委員は、前項に定めるもののほか、市長の諮問に応じ、中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する重要事項について調査し、その結果を市長に答申するものとする。
３　調整委員は、６人以内とし、法律、建築又は環境等の分野に関し知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。
４　調整委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
５　市長は、調整委員の意見を聴くため、必要があると認めるときは、会議を招集することができる。この場合において、市長は、当該会議に出席すべき調整委員をあらかじめ指名するものとする。
（出頭）
第12条　市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めたときは当事者の出頭を求め、又はその意見を聴くことができる。
（関係図書等の提出）
第13条　市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めたときは当事者に対し、関係図書等の提出を求めることができる。
（工事の着手の延期等の要請）
第14条　市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めたときは建築主に対し、期間を定めて工事の着手の延期又は工事の停止を求めることができる。
（その他）
第15条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

附　則
１　この要綱は、平成５年10月１日から施行する。
２　この要綱の施行の際現に第５条第２項に規定する細則に定める法の手続をし、又はこの要綱の施行の日から起算して20日以内に同項に規定する細則に定める法の手続をしようとする建築主については、同項中「細則に定める建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の手続を行う少なくとも20日前」とあるのは「平成５年10月１日」と、第6条第2項中「細則に定める法の手続を行った日の５日後」とあるのは「標識を設置した日から25日後」と読み替えて適用する。

附　則(平成８年４月１日告示第34号)
この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附　則(平成20年４月15日告示第90号)
１　この要綱は、平成20年６月１日から施行する。
２　この要綱による改正後の高知市中高層建築物指導要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に改正後の要綱第５条第３項の規定により標識の設置を届け出た中高層建築物の建築について適用し、同日前にこの要綱による改正前の高知市中高層建築物指導要綱第５条第３項の規定により標識の設置を届け出た中高層建築物の建築については、なお従前の例による。

高知市中高層建築物指導要綱施行細則

（平成５年４月１日告示第27号）

改正　平成８年４月１日告示第34号
平成８年５月15日告示第72号
平成12年４月１日告示第61号
平成20年４月15日告示第91号

（趣旨）

第１条　この細則は、高知市中高層建築物指導要綱（平成５年告示第26号。以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この細則で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例による。

（標識）

第３条　要綱第５条第１項に規定する標識（以下「標識」という。）は第１号様式による。

（標識の設置場所）

第４条　標識は、建築敷地の道路に接する部分（建築敷地が２以上の道路に接するときはそれぞれの道路に接する部分）に、地面から標識の下端までの高さがおおむね１メートルとなるように設置しなければならない。

（標識の設置期間）

第５条　要綱第５条第２項及び第６条第２項に規定する建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の手続は、次に掲げる手続とする。

⑴　法第６条第１項に規定する確認の申請
⑵　法第18条第２項に規定する計画の通知
⑶　法第44条第１項第４号、法第47条ただし書、法第48条第１項から第12項までの各項ただし書（法第87条第２項又は第３項において準用する場合を含む。）、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第56条の２第１項ただし書、法第59条第１項第３号若しくは第４項又は法第59条の２第１項に規定する許可の申請
⑷　法第44条第１項第３号、法第55条第２項、法第57条第１項、法第86条第１項若しくは第２項、法第86条の２第１項又は法第86条の６第２項に規定する認定の申請

（標識の設置方法）

第６条　建築主は、風雨のため容易に破損し、又は倒壊しない方法で標識を設置するとともに、当該標識の記載事項が要綱第５条第２項に規定する期間中不鮮明にならないように標識を管理しなければならない。

（標識の設置届等）

第７条　要綱第５条第３項の規定による届出は、第２号様式による。

（近隣住民への説明）

第８条　要綱第６条第１項に規定する建築に係る計画の内容について説明すべき事項は、次に掲げるものとする。

⑴　中高層建築物の敷地の形態及び規模、敷地内における中高層建築物の位置並びに付近の建築物の位置の概要
⑵　中高層建築物の規模、構造及び用途
⑶　中高層建築物の工期、工法及び作業方法
⑷　中高層建築物の工事による危害の防止策
⑸　中高層建築物の建築に伴って生ずる日影の影響
⑹　中高層建築物の建設に伴って周辺の生活環境に影響を与えると予想される事項及びその対策

２　建築主は、説明会を開催するときは、その日時及び場所を開催日の５日前までに、掲示等の方法により近隣住民に周知させなければならない。

（近隣住民説明報告）

第９条　要綱第６条第３項及び第４項の規定による届出は、第５号様式によるものとする。

（計画の変更等）

第10条　建築主は、工事着手前に中高層建築物の建築に係る計画を変更したときは、第３号様式により市長に届け出なければならない。

２　建築主は、要綱第６条第１項の規定により説明会を行った中高層建築物の建築に係る計画について、前項の規定により当該計画を変更したときは、当該説明会を行った近隣住民に対して、当該変更の内容を説明会等により説明しなければならない。ただし、当該変更の内容が周辺の生活環境を改善するもの又は周辺の生活環境に影響を及ぼさないものと市長が特に認めるときは、この限りでない。

３　建築主は、第１項の規定による計画の変更をしたときは、速やかに標識の当該記載事項を訂正しなければならない。

（計画の中止等）

第10条の２　建築主は、中高層建築物の建築に係る計画を中止したときは、第４号様式により市長に届け出なければならない。

２　建築主は、前項の規定による届出をしたときは、速やかに標識を撤去しなければならない。

（紛争調整の申出）

第11条　当事者は、要綱第７条第１項又は第２項に規定する調整の申出をしようとするときは、第６号様式により市長に申し出なければならない。

２　前項の申出は、標識を設置した日から工事の着手日までに行わなければならない。ただし、当該中高層建築物の工事中の安全対策に係る申出については、この限りでない。

（あっせんの開始）

第12条　市長は、要綱第７条第１項又は第２項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、第７号様式により当事者に通知するものとする。

（あっせんの打切り）

第13条　市長は、要綱第８条の規定によりあっせんを打ち切ったときは第８号様式により当事者に通知するものとする。

（調停移行の勧告等）

第14条　市長は、要綱第９条の規定により調停への移行を勧告するときは第９号様式により行うものとする。

２　当事者は、要綱第９条に規定する勧告を受諾したときは、第10号様式により市長に届け出なければならない。

（調停の開始）

第15条　市長は、要綱第９条第２項又は第３項の規定により調停を行うことを決定したときは、第11号様式により当事者に通知するものとする。

（調停案の受諾勧告）

第16条　市長は、要綱第９条第４項の規定により調停案の受諾を勧告するときは、第12号様式により行うものとする。

２　当事者は、要綱第９条第４項に規定する勧告を受諾したときは、第13号様式により市長に届け出なければならない。

（調停の打切り）

第17条　市長は、要綱第10条第１項の規定により調停を打ち切ったとき又は同条第２項の規定により調停が打ち切られたものとみなしたときは、第14号様式により当事者に通知するものとする。

（手続の非公開）

第18条　あっせん又は調停の手続は、公開しない。

（代表当事者の選定）

第19条　市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めたときは、当事者の中からあっせん又は調停の手続における当事者となる１人又は数人（以下「代表当事者」という。）を選定するよう求めることができる。

２　当事者は、前項の代表当事者を選定したときは、第15号様式により市長に届け出なければならない。

（出頭等）

第20条　市長は、要綱第12条の規定により当事者の出頭を求め、又はその意見を聴くときは、第16号様式により通知するものとする。

（関係図書等の提出）

第21条　市長は、要綱第13条の規定により関係図書等の提出を求めるときは、第17号様式により当事者に通知するものとする。

（工事の着手の延期等の要請）

第22条　市長は、要綱第14条の規定により工事の着手の延期又は工事の停止を要請するときは、第18号様式により建築主に通知するものとする。

第23条　削除

附　則

この細則は、平成５年10月１日から施行する。

附　則（平成８年４月１日告示第34号）

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成８年５月15日告示第72号）

この細則は、平成８年５月15日から施行し、平成８年４月１日から適用する。

附　則（平成12年４月１日告示第61号）

（施行期日）

１　この規程は、平成12年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第４条の規定による改正前の高知市中高層建築物指導要綱施行細則の規定による様式は、第４条の規定による改正後の高知市中高層建築物指導要綱施行細則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附　則（平成20年４月15日告示第91号）

この細則は、平成20年６月１日から施行する。

お問い合わせ先

（発行人）

高知市本町５丁目１番45号

高知市役所　都市整備部　建築指導課

電話：(088)823-9470　　FAX：(088)823-9454

E-mail：kc-171300@city.kochi.lg.jp